抗議声明

共謀罪創設を含む組織犯罪処罰法改正案の可決成立に抗議する

本日、参議院本会議で組織犯罪処罰法改正案（以下「共謀罪法」）が自民、公明、維新の賛成多数で可決成立した。法務委員会の審議を一方的に打ち切り、参議院本会議で強行採択するといった前代未聞の国会軽視、国民軽視の暴挙に強く抗議する。

衆参委員会の審議を通じて、共謀罪法に関する政府答弁は二転三転するなど説明責任を果たしていないが、（１）国民の思想や内心を処罰することを可能とすること、（２）内心の調査をするために電話やメールなどの通信傍受など国民監視を可能とすること、（３）捜査当局の胸先三寸で市民運動が組織的犯罪集団とみなされ一般市民が捜査対象になること、（４）これらを否定する法律上の根拠がない、若しくは極めて曖昧であることは明らかとなった。

我々のように医療保険制度の改善を求め、時には政府の方針を批判する団体の活動が日常的に監視され、場合によっては組織的犯罪集団として処罰の対象とされる可能性が否定できない。こうした社会の下では自由な市民団体の活動はおのずから萎縮せざるを得ないことになり、また、一市民であっても団体の周辺者として被疑者扱いされることは誰にでも起こり得ることである。

このように共謀罪法は、憲法で保障された思想の自由、言論・表現の自由など国民の内心の自由を著しく侵害する極めて違憲性の高い法律である。

長野県保険医協会は、国民の生命を守る医師、歯科医師の団体として、引き続き医療制度改善に向けた運動を強めるとともに、共謀罪法の廃止を求めて全国各地で活動する市民、団体と連帯して全力を尽くす決意である。

２０１７年6月１５日
長野県保険医協会